

うるま市クロキ大賞開催実施要項

(目的)

第1条 この要項は、うるま市合併10周年を記念し開催される「クロキ大賞」について、広く市民よりクロキの募集を行い、その中から特に優れたクロキの所有者等を表彰することにより、市民や事業者、各種団体等へみどりづくりに対する意識高揚を図るとともに、市木であるクロキのより一層の普及及び関心を広めることを目的とする。

(応募資格)

第2条 応募資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) うるま市内にクロキを所有している者
- (2) うるま市内のクロキについて推薦が可能な者

2 所有者以外の者が応募を行う場合、予め当該権利者の承諾を必ず得ておくこと。
うるま市では肖像権やプライバシー等の問題に関して、一切の責任を負わないものとする。

(応募方法等)

第3条 応募は1人何点でも可能とする。

2 応募者は所定の用紙(以下、「応募用紙」という。)に必要事項を記入の上、うるま市都市計画部都市計画課(以下、「都市計画課」という。)へ郵送、持参による提出を行う。また、郵送による提出の場合は、締切当日の消印有効とする。

(応募クロキの条件)

第4条 応募クロキは、うるま市内の土地に植生しているものであること。

(審査会)

第5条 応募クロキの中から、特に優れたものを選定するため、うるま市クロキ大賞選定審査会(以下、「審査会」という。)を設置する。

2 審査会には審査員長を置き、審査会の審査員は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

3 審査会は、審査員の過半数以上の出席がなければ開催することはできない。

4 任期は、クロキ大賞表彰式開催の当日までとする。

(対象の除外)

第6条 次の各号のいずれかに該当すると判断された応募クロキについては、審査の対象外とする。

- (1) 第1条及び第4条の規定に合致しないもの
- (2) 審査会において、審査の対象外に該当すると判断されたもの

(募集期間)

第7条 平成27年7月31日から平成27年9月18日までとする。

(審査の方法)

第8条 応募クロキのうち、第4条の規定に該当するもの(以下、「審査対象クロキ」という。)について、都市計画課及び審査会による審査を実施する。

2 審査は次の各号により実施する。

- (1) 審査対象クロキについて、別に定めるうるま市クロキ大賞選定評価基準(以下、「評価基準」という。)により、審査員長及び都市計画課による審査(以下、「予備審査」という。)を実施する。
- (2) 予備審査を通過したクロキについて、別に定める評価基準により、審査員による審査(以下、「一次審査」という。)を実施する。
- (3) 一次審査を通過したクロキについて、別に定める評価基準により、審査会による審査(「最終審査」という。)を実施し、表彰の対象となるクロキ(以下、「表彰クロキ」という。)を決定する。

3 予備審査及び一次審査の実施について、応募数又は審査対象数を考慮し、それぞれについて省略することができる。

4 前2項各号に規定する審査の内容等については、原則非公開とする。

(表彰の対象等)

第9条 表彰は市長が行うものとし、表彰クロキの公表後、表彰式を実施する。

2 前項に規定する表彰式は、第3回うるま市景観緑化祭にて行う。

3 表彰対象者には、表彰状の他顕彰に必要なものを授与する。

4 原則として、クロキ大賞については、うるま市長賞、うるま市議会議長賞、うるま市教育長賞として表彰する。

5 選考基準に該当するクロキがない場合は、表彰式は開催しない。

(表彰クロキの公表方法)

第10条 表彰クロキについては、応募者の氏名、住所等と合わせて、本市の広報誌及びホームページ等に掲載する方法により公表する。

(帰属)

第11条 全ての応募クロキの著作権は応募者等に帰属するが、本市の緑化推進事

業に関する広報活動等に限り、応募者等の承諾を得ずに使用することができる。

(庶務)

第12条 うるま市クロキ大賞開催実施に係る庶務は、都市計画課が行う。

(委任)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成27年6月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

氏 名	所 属 等	備 考
上原 辰夫	(株)沖縄環境経済研究所 取締役社長	審査員長
大城 義巳	うるま市盆栽連合会 会長	審査員
金城 修	金城グリーン 代表	審査員
亀島 克夫	(有)グリーンスタッフ 代表	審査員
上間 秀二	うるま市経済部長	審査員